



# 鳥取県公報

平成 27 年 10 月 2 日 (金)  
第 8 7 3 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し (666) (東部福祉保健事務所) . . . . . 2
	鳥獣保護区の存続期間の更新 (667) (緑豊かな自然課) . . . . . 2
	特定猟具使用禁止区域の指定 (668) (〃) . . . . . 2
	保安林の指定予定 (669) (森林づくり推進課) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (670) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (671) (〃) . . . . . 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全課) . . . . . 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) . . . . . 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (警察本部警務部会計課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第666号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月2日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	取消年月日
有限会社ケア・サービス博愛	有限会社ケアサービス博愛ケアプランセンター	鳥取市吉方温泉二丁目516	平成27年10月15日
”	ケア・サービス博愛ケアプランセンター千代水	鳥取市千代水四丁目45	”

## 鳥取県告示第667号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
打吹山鳥獣保護区	倉吉市仲ノ町地内の県道倉吉福本線と市道葵町塚町三丁目線との交点を起点とし、同所から同市道を南方に進み、市道葵町湊町線に至り、同市道を東方に進み、市道野球場テニスコート線に至り、同市道を南西に進み、山道（通称外道山登山コース）に至り、同山道を南東及び西方に進み、外道山山頂に至り、同山頂から山道（通称外道山ハイキングコース）を西方に進み、市道みどり町2号線に至り、同市道を西方に進み、市道みどり町中央線に至り、同市道を北西に進み、県道倉吉福本線に至り、同県道を北方及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区内の鳥獣の生息状況の把握に努める。 近年、特定外来生物種のソウシチョウが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。

## 鳥取県告示第668号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成27年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
水尻池特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市気高町奥沢見地内の市道宝木酒津水尻線と市道母木坂線との交点を起点とし、同所から市道宝木酒津水尻線を南東に進み、市道奥沢見光元線に至り、同市道を南に進み、市道奥沢見長丁線に至り、同市道を南西に	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

	進み、市道宝木奥沢見線に至り、同市道を北西に進み、市道母木坂線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	
三朝高原特定 猟具（銃器） 使用禁止区域	東伯郡三朝町大字大瀬地内の県道鳥取鹿野倉吉線と町道大瀬本泉線との 交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、三朝町山田地内にて県道 三朝温泉木地山線に至り、同県道を東方及び南方に進み、三朝町三朝地内 にて県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を東方に進み、町道三谷線に至り、 同町道を南方に進み、県営小鹿第二発電所に至り、同発電所の敷地から南 側山林との境界を北西及び西方に進み、三朝町横手地内で町道栗谷線に至 り、同町道を北西に進み、町道横手本泉線に至り、同町道を南西に進み、 町道大瀬本泉線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円 の地域	〃
天神川特定猟 具（銃器）使 用禁止区域	倉吉市道円谷町大原線の大原橋から下流の天神川の河川区域、倉吉市道 中河原長坂線の東橋から天神川までの小鴨川の河川区域及び県道倉吉赤碕 中山線の福光橋から小鴨川までの国府川の河川区域	〃
佐陀川特定猟 具（銃器）使 用禁止区域	米子市道下郷 4 号線の下郷新橋から佐陀川河口までの佐陀川河川区域の うち両岸の堤防の裏側法肩の間の地域	〃

鳥取県告示第669号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡三朝町大字加谷字新小保木741、742
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第670号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月2日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ノーブ	デイサービスセ	米子市東福原八	平成27年8月	平成27年10月	通所介護

ルライフ	ンターあかまつ 米子	丁目21-24	27日	1日	
------	---------------	---------	-----	----	--

## 鳥取県告示第671号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月2日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ノーブルライフ	デイサービスセンターあかまつ米子	米子市東福原八丁目21-24	平成27年8月27日	平成27年10月1日	介護予防通所介護

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成27年10月2日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

## 1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成27年11月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

## 筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成27年10月2日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

## (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年11月1日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
平成27年11月9日 午前9時から正午 まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃

## (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年11月17日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等 射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成27年11月24日 午前10時から午後 3時まで	〃	〃	〃	〃
平成27年11月24日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

## 3 講習科目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料 12,300円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

---

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 放置駐車違反管理システム賃貸借及び保守業務 一式       |
| 2 契 約 方 式              | 一般競争入札                         |
| 3 落 札 日                | 平成27年 9 月 11 日                 |
| 4 落札者の名称及び所在地          | 日本電気株式会社鳥取支店<br>鳥取市扇町 7        |
| 5 落 札 金 額              | 月額1,349,987円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日            | 平成27年 7 月 31 日                 |
| 7 落 札 方 式              | 最低価格落札方式                       |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課<br>鳥取市東町一丁目271   |